

## 介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて

- 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の成立に伴い、今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、現在、介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて検討を行っている。
- この法律では「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」とされており、介護報酬でも、これまでの消費税引上げ時等の診療報酬における対応と同様の対応を行う場合、平成 25 年 7 月に実施予定の介護事業経営概況調査で、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、改定率の検討を行う必要がある。
- また、現在、医療保険側では、医療機関等が行う高額な投資に係る消費税の負担の状況について調査を行い、その対応についても検討することとしている。介護保険でも、医療のような高額な投資の有無を含めた検証が必要となる。
- このため、医療保険側と同様に高額な投資に係る消費税の負担について調査を行いつつ、今後の対応を検討していくこととし、まずは、関係団体ヒアリング及び医療と同様の高額な投資に係る部分の実態調査を実施する。（平成 24 年 9 月の介護事業経営調査委員会と介護給付費分科会で了承済）
- 今回の介護事業経営調査委員会では、高額な投資に係る部分の実態調査で使用する調査票の説明と関係団体のヒアリングを実施する。